

○松阪市市内業者及び準市内業者の認定基準要領

(趣旨)

第1条 この基準要領は、松阪市建設工事入札事務取扱要綱に基づく参加資格を公平かつ公正に処理するため、松阪市一般競争有資格者名簿（建設工事等）に登載された者のうち、市内業者及び準市内業者として認定するに当たり、必要な要件を定めるものとする。

(定義)

第2条 市内業者とは、常時契約を締結する事務所として松阪市内に本店又は本社（以下「本店等」という。）を有している業者で市税を完納している業者をいう。

2 建設工事の準市内業者とは、常時契約を締結する事務所として松阪市内に建設業法(昭和24年5月24日法律第100号)の規定により許可を受けた支店、支社又は営業所（以下「支店等」という。）を有している業者で市税を完納している業者をいう。

3 測量・建設コンサルタント等の準市内業者とは、常時契約を締結する事務所として松阪市内に登録された支店等を有している業者で市税を完納している業者をいう。

4 前3項に規定する常時契約を締結する事務所とは、請負契約の見積り、入札、契約締結など契約の締結に係る実体的な行為を行う事務所をいう。

(認定要件)

第3条 市内業者及び準市内業者は、本店等及び支店等において、市と契約を締結しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、準市内業者として認定するに当たり必要な要件は、次項に規定するものを除き、次に掲げるとおりとする。

(1) 事務所としての形態を整えていること。

(2) 営業活動を行い得る人的配置がなされており、かつ、責任者が常駐していること。

この場合において、建設工事業者にあつては、営業所に建設業法で定める専任の技術者が常駐していなければならない。

(3) 常時連絡がとれる体制となっていること。

3 前項各号に該当する準市内業者であっても、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条第2項及び第3項に規定する支店等と認めないものとする。

(1) 事務等を執り行える事務用什器や事務用機器が具備されていないとき。

(2) 事務所の所在を明らかにする看板又は表札が表示されていないとき。

(3) 人的な配置がなされておらず、かつ、配置人員が市外の本店などと兼務となっており、不在の状況が頻繁となっているとき。

(4) 前項に定める要件を具備しない社員等の自宅又は住居を事務所とするとき。

(5) 常時、不在転送電話であつたり、単なる取次ぎ事務や当該事務に伴う連絡員を配置

しているとき。

(6) 事務所の機能が、単なる事務連絡所、工事事務所又は作業所等であるとき。

附 則（松阪市告示第 221 号）

この告示は、平成 19 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（松阪市告示第 246 号）

この告示は、平成 21 年 8 月 17 日から施行する。

別記様式第1号

組織図、案内図及び写真（準市内業者提出用）

登録番号	
------	--

所在地 _____

商号又は名称 _____

営業所等の名称 _____

営業所等の代表者名 _____ ④

松阪市内の営業所等の組織図（職・氏名を記入） 営業所専任技術者を明記（工事）

* 常時連絡場所があること。（転送電話は不可）

技術職員 人

事務職員 人

案内図

ここに事務所の外観
写真を貼付して下さい
(社名表示の確認できるもの)

ここに事務所の内観
写真を貼付して下さい

別記様式第2号

公共料金納付状況報告書（準市内業者提出用）

登録番号	
------	--

所在地 _____

商号又は名称 _____

営業所等の名称 _____

営業所等の代表者名 _____ ㊟

次のとおり、公共料金（上下水道使用料金等）の納付状況について報告いたします。

<p>ここに公共料金領収書等の写し を貼付してください。</p> <p>（請求先住所及び社名等表示 が確認できること）</p>
